

# 監査改革指針

～ 県民の目線に立った、県民のための  
監査を目指して～

平成 21 年 3 月 27 日改訂

(平成 19 年 3 月 15 日決定)

岐阜県監査委員

# ～ 目 次 ～

はじめに ～ 監査改革指針の改定に当たって～	1
現行監査の問題点・課題	2
改革の基本方針	4
監査改革指針の概要	5
監査の強化・充実策	
1 実効性の強化 ～ 公正厳格で効果的な執行～	6
(1) 探求的な委員監査の実施	6
(2) 定期監査の効果的な実施	7
ア 監査の手法・執行体制の強化改善	
イ 委員監査と予備監査の連携強化	
ウ 内部牽制体制等の点検	
(3) 特別監査の機動的な実施	9
ア 随時監査の機動的な実施	
イ 行政監査の効果的な実施	
(4) 財政的援助団体等監査の効果的な実施	11
2 独立性の確保 ～ 独立機関としての専門性～	13
(1) 監査への外部の視点の導入	13
(2) 事務局の人材確保	13
(3) 監査能力の向上	14
ア 体系的な研修の実施・参加	
イ 他県等との積極的な交流	
(4) 知事に対する提言等	16
ア 監査結果を踏まえて知事に意見書を提出	
イ 県当局に対する監査結果等の周知	
3 透明性の向上 ～ 県民に開かれた監査を目指して～	18
(1) 監査結果等の公表内容・手段の充実	18
ア 監査結果の公表内容の充実	
イ 監査結果等の公表手段の充実	
(2) 県民の声の活用	19
ア 監査業務に関する県民からの意見聴取	
イ 県政に対する意見・苦情への対応	
参考資料 ～ 「不正資金に関する監査」の検証・総括～	21

## はじめに ～ 監査改革指針の改訂に当たって～

（「不正資金に関する監査」の検証・総括）

本県では、平成18年度の不正資金問題により損なわれた県政に対する県民の信頼を取り戻すべく、「岐阜県政再生プログラム」に基づき、様々な再発防止策を実施してきました。

監査委員においても、平成19年3月にそれまでの監査を抜本的・体系的に見直して「監査改革指針」を策定し、以来、改革の取組を進めてきました。

その取組の中でも、「不正事案の抑止」を「効率的な行財政運営の確保」と並ぶ改革の視点として位置付け、力点を置いて監査を実施してきました。具体的には、県のすべての機関等に対し、定期監査や随時監査等において、「どうすれば不正事案を抑止できるのか」という視点から、会計事務等の検証を行ってきました。

その結果、個人的な不正行為の事例を除き、不正経理による新たな資金づくりや、不正資金の存在は認められませんでした。

（監査の新たな課題）

一方で、監査を取り巻く環境は大きく変化しています。平成20年度からは、地方公共団体の健全化判断比率等について、監査委員による審査が始まりました。また、地方制度調査会において、監査機能の充実・強化が審議されています。加えて、本県を含む多くの地方公共団体で不適正な事務費の執行等が問題となっていることから、地方公共団体のチェック機関として、監査委員の果たすべき役割はますます重要度を増しています。

さらに、県財政が危機的な状況にある中で、県の行財政運営について、予算の執行結果として適正かという視点からの検証や、より一層経営的な視点を重視した検証を行うことなどが、これまで以上に求められています。

監査委員は、不正事案に対する牽制的機能を維持しながらも、このような新たな課題に対して、的確に対応していく必要があると考えます。

（効率的な監査の実施）

また、県の危機的な財政状況にかんがみ、監査委員自身も、最小の経費で最大の効果を上げるよう、これまで以上に効率的・効果的な監査を指向していく必要があると考えます。

（指針の改訂と改革への取組の継続）

こうした監査を取り巻く環境等の変化を踏まえ、平成18年度に策定した監査改革指針について、『県民の目線に立った、県民のための監査を目指す』という基本スタンスは維持した上で、「不正事案の抑止」の視点による改革策を改めるとともに、策定後に生じた新たな課題を踏まえた改革策を追加するなど、一部について見直し（改訂）を行います。

今後も、この監査改革指針に基づいて、県民の信頼にこたえた監査が実践できるよう、改革の取組を進めてまいります。

### 改訂の考え方

文中の「 現行監査の問題点・課題」と、「 監査の強化・充実策」中の「現状と課題」については、監査改革指針策定の出発点となった平成18年度における状況に、その後が生じた新たな課題を追加するなど、監査を取り巻く環境等の変化を反映させた内容としています。

## 現行監査の問題点・課題

### 1 監査への信頼確保について

平成18年度の不正資金問題では、監査に対する県民の信頼が大きく損なわれました。

監査委員は、公平・公正な立場で、県民に代わって県の行財政運営の状況について監査を実施するものであり、県民の信頼を得ることが不可欠です。

このため、監査業務に当たる監査委員及びこれを補助する事務局職員が意識を改革し、厳正な監査の実現に向けて最大限の努力を行うとともに、監査に関する情報を積極的に発信したり、外部の視点を取り入れるなどして、透明性を向上させ、引き続き県民の監査への信頼を確保していく必要があります。

### 2 監査体制について

#### 委員監査の時間的制約と専門性

これまでの監査委員による監査（委員監査）は、過密な日程のため、必ずしも一つの受検機関に充てられる監査時間が十分でなく、また、監査委員が事前に調査・研究に取り組む時間も十分とはいえない状況にありました。こうした時間的制約に関する課題を解決していくことと併せて、県行政が複雑かつ多様化する中で、監査委員は専門性をより高めていく必要があります。

#### 事務局の独立性と専門性

監査委員は知事の指揮監督から独立した機関ですが、監査委員事務局の職員はすべて知事部局等からの出向であり、事務局の独立性の確保と職員の専門的知識・能力の向上が課題となっています。独立性の高い監査の実施体制や人材の確保、職員研修の充実などに努めていく必要があります。

### 3 監査手法について

#### 3 E（経済性、効率性、有効性）の観点からの監査

監査のアプローチの方法としては、従来より定例的な財務監査を中心に、主に正確性、合規性の観点から実施していますが、事務事業がより少ない経費でより大きな成果を得ているかという経済性・効率性の観点や、事務事業が所期の目的を達成しているか、効果を上げているかという有効性の観点をより重視して、監査委員の立場から、県の行財政運営の効率化を促す必要があります。

経済性：Economy 効率性：Efficiency 有効性：Effectiveness

#### 問題発生時の機動的な監査の実施

監査委員が行う監査は、県の執行機関に対する定例的な財務監査をはじめ、財政的援助団体等に関する監査、随時監査、行政監査、例月出納検査、決算審査など多岐に及んでいます。

監査委員は、これらの監査の実施に当たり、毎年度、年間監査計画、監査基本方針を

策定し、その年度の重点監査項目や実施計画を定め、計画的に監査を実施していますが、その多くを日程的に固定して行っています。しかし、問題事案が発生した場合は、随時監査等を活用した迅速な対応が求められることから、その機動性を確保する必要があります。

#### 委員監査と予備監査の連携

監査の円滑な実施を図るため、委員監査に先立って、事務局職員による予備監査（事前調査）を実施し、監査資料の精査や課題の整理を行っています。これまでは、時間的な制約等により、監査委員と職員との連絡調整が十分でない点もありましたが、互いの意思の疎通を密にし、監査委員の意見や意向をより監査に反映できる仕組みを構築していく必要があります。

#### 4 効率的な監査の実施について

県財政が危機的状況にある中で、県の機関の効率的、効果的な執行を検証する監査委員自身も、最小の経費で最大の効果を上げるよう、より一層効率的な監査の実施を指向していく必要があります。

# 改革の基本方針

## 1 監査改革指針の概要

「監査改革指針（平成19年3月15日策定）」は、平成18年度の県の不正資金問題を契機に、それまでの「21世紀岐阜県監査委員監査改革ビジョン（平成14年12月26日策定）」を全面的に見直し、新たな監査改革のための指針として策定したものです。

本指針は、不正資金問題を監査で提起できなかった反省を踏まえ、「どうすれば不正事案を抑止できるのか」とともに、「どうすれば効率的な行財政運営ができるのか」という2つの視点に基づき、『県民の目線に立った、県民のための監査を目指す』という基本スタンスに立っています。

監査委員はこれに基づき、特に「不正資金に関する監査」に力を入れて、監査を実施してきましたが、その結果、個人的な不正行為の事例を除き、不正経理による新たな資金づくりや、不正資金の存在は認められませんでした。

今回の一部改訂に当たっては、こうした経緯から、「不正資金に関する監査」に区切りを付けるとともに、地方公共団体の健全化判断比率の監査委員による審査が始まったことや、県財政が危機的な状況にあることなど、監査を取り巻く環境等の変化を踏まえ、2つの視点を、「予算の執行結果として適正か」「効率的な行財政運営が行われているか」に改めることとします。

そして、監査が適正な予算執行の確保や、行財政の効率化に資するための取組として、引き続き、厳正で効果的な監査を執行する「実効性の強化」、独立機関としての監査委員及び事務局の専門性を高める「独立性の確保」、県民に開かれた監査を目指す「透明性の向上」という3つの柱により、改革を進めていきます。

「実効性の強化」では、公正厳格で効果的な監査の執行のため、探求的な委員監査の実施、定期監査の効果的な実施、特別監査の機動的な実施、財政的援助団体等監査の効果的な実施などを図ります。

「独立性の確保」では、独立機関としての専門性を発揮するため、監査への外部の視点の導入、事務局の人材確保、監査能力の向上、知事に対する提言等などに取り組みます。

「透明性の向上」では、県民に開かれた監査を目指して、監査結果等の公表内容・手段の充実、県民の声の活用などを進めます。

## 2 監査改革指針の進め方

本指針に掲げた改革策の各年度の詳細な実施内容については、毎年度、年間監査計画及び監査基本方針を策定する中で、検討していくこととします。

なお、本指針は、平成19年3月現在で策定（平成21年3月改訂）したものであり、その後の県行政や監査を取り巻く環境等の変化に対応していくため、県民を始めとする外部の意見も取り入れて、必要に応じて見直しを図っていきます。

## ◇監査改革指針の概要

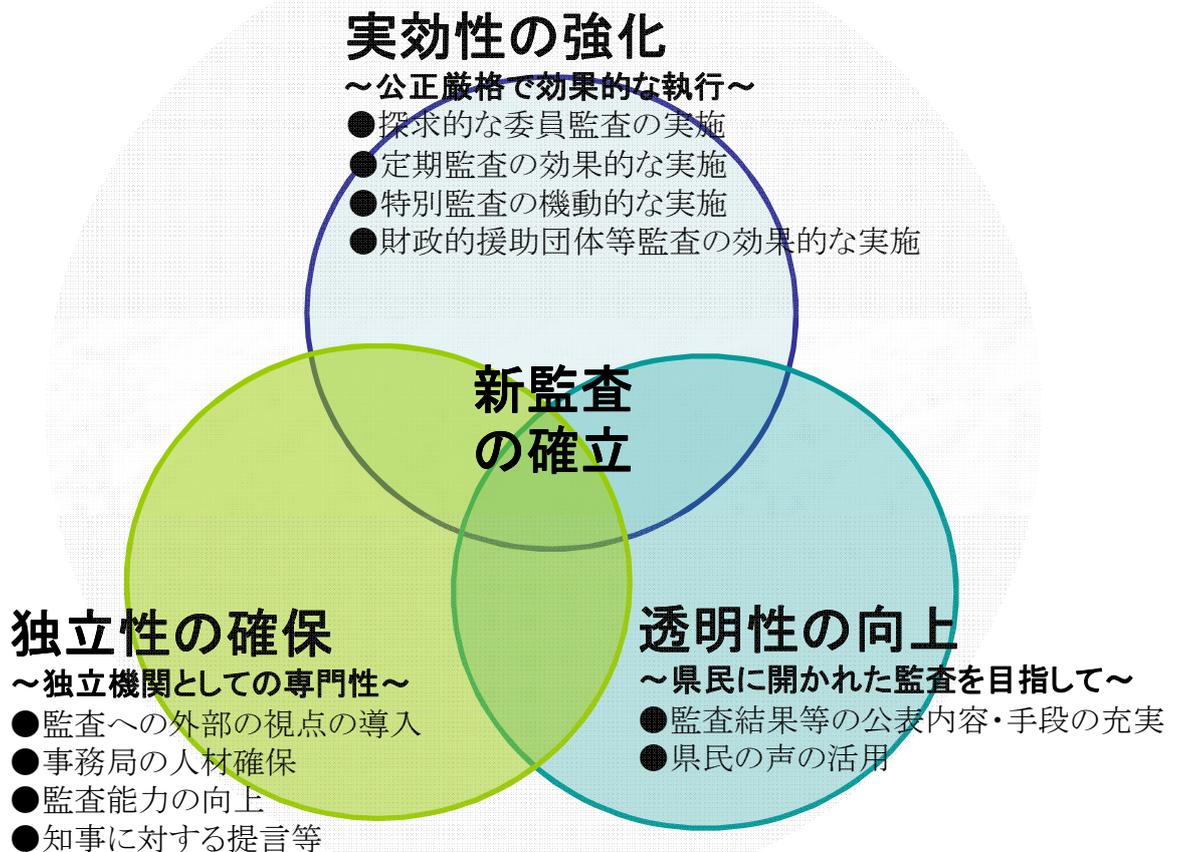
### 基本スタンス

『県民の目線に立った、県民のための監査を目指す』

### 改革の視点

- 適正な予算執行の確保
- 効率的な行財政運営の確保

### 改革の＜3つの柱＞



## 監査の強化・充実策

### 1 実効性の強化 ～公正厳格で効果的な執行～

#### (1) 探求的な委員監査の実施

委員監査については、多くの監査対象機関がある中で、一つの受検機関に充てることのできる監査時間に限界があることなどから、事前に調査・研究に取り組む時間等が十分ではありませんでした。

また、複雑多様化する県行政に対応して、監査委員にはより専門的な検証を行うことが求められています。

このため、監査に必要な時間を十分に確保した上で、監査委員の専門的知識を活かし、課題を深く掘り下げた、より探求的な監査を効率的に実施していくことを目指します。

#### 【現状と課題】

- ・ 監査委員1人当たりの監査実施機関数が多いため、1機関当たりの監査時間が不足していたことを踏まえ、平成19年度の監査委員の増員に併せて、委員監査の時間を従来より延長して実施してきた。この取組により、1機関当たりの監査時間はある程度充足したものの、一方で委員監査が、受検機関の課題・問題点等を浅く広く検証する総花的な監査となりがちな面も見られる。
- ・ 定期監査においては、日程的な制約から、監査委員が把握した課題・問題点等が監査結果につながりにくい。
- ・ 監査が定期監査への対応に追われ、随時監査や行政監査などの機動的な対応が必ずしも十分でない。

#### 【改革策】

委員監査においては、監査委員の事前の調査・研究時間や、事務局職員との連絡調整時間を十分に確保し、受検機関の課題・問題点等を絞り込んで、深く掘り下げた質疑を行うよう努める。

委員監査において監査委員が把握した課題・問題点等については、積極的に行政監査等において引き続き検証を行う。

随時監査や行政監査についても、必要に応じて監査委員による実地監査を実施する。

#### 【改革後の姿、効果】

- ・ 監査委員の専門的な視点を活かし、課題を深く掘り下げた、より探求的な監査を実施することにより、委員監査の強化・充実を図ることができる。
- ・ 定期監査だけでなく、随時監査や行政監査など、監査委員のイニシアティブによる監査及び県民ニーズにこたえられる監査にも、一層の対応を図ることができる。

## ( 2 ) 定期監査の効果的な実施

監査委員は、毎年度各機関に対して行う定期監査に多くの時間を割いています。  
監査の強化・充実のためには、定期監査の内容、仕組み、着眼点等について必要な見直しを行い、監査の中心となる定期監査を強化して、効果的に実施していくことが重要です。

このため、定期監査の手法や執行体制について見直しを行い、強化改善するとともに、委員監査と予備監査の連携を強化します。

### ア 監査の手法・執行体制の強化改善

#### 【現状と課題】

- ・これまでの定期監査は、正確性、合規性に重点を置く監査が中心であった。
- ・会計経理の事務手続が適正かという視点のみならず、予算の執行結果として適正かという視点を重視した監査が求められている。
- ・県の危機的な財政状況等にかんがみ、効率的な行財政運営が行われているかという視点を重視した監査が求められている。
- ・県のすべての機関に対して毎年度実施している定期監査は、事務量も多く、効率的に実施していく必要がある。

#### 【改革策】

各機関の支出事務等の検証において、事務事業単位に着眼した検証を取り入れる。

類似機関の同一の事務等については、機関横断的な検証に努める。

過去の監査で特に問題がなかった機関や、収入・支出事務の流れが単純で業務量も少ない機関については、委員監査において、書面監査を拡大する。

各種会計調書の検索機能（収入・支出・物品管理等の個別事務事業の各種会計調書等を職員のパソコンにより確認できる機能）を備えた総合財務会計システムを効果的に活用して、予備監査を実施する。

#### 【改革後の姿、効果】

- ・事務事業単位の検証や機関横断的な検証を実施することにより、予算の執行結果として適正か、効率的な行財政運営が行われているかなどの視点を重視した、実効性の高い監査を実施することができる。
- ・書面監査の積極的な活用によって軽減される監査委員、事務局職員の人量を、実地監査を要する機関に傾注することができ、監査の効率化を図ることができる。
- ・総合財務会計システムの機能の活用等、監査手法の見直し・改善に積極的に取り組むことにより、監査水準の向上や、効率的な監査を実施することができる。

## イ 委員監査と予備監査の連携強化

### 【現状と課題】

- ・予備監査や委員監査の前後における、監査委員と事務局職員との予備監査結果の報告等の連絡調整や監査内容の確認などの意思疎通が、必ずしも十分でない。
- ・定期監査等を通じて監査委員が把握した課題・問題点等を、その後の監査で補完していく取組が、必ずしも十分でない。

### 【改革策】

予備監査結果報告等の受検機関に関する資料を、監査委員へより早く提供させるとともに、監査委員と事務局職員との連絡調整・打合せを強化・充実する。

定期監査等を通じて監査委員が把握した課題・問題点等については、積極的に当年度の事務事業監査や翌年度の定期監査等で検証する。

### 【改革後の姿、効果】

- ・監査委員による委員監査と事務局職員による予備監査を、より連携して実施することができる。
- ・監査委員の考えが確実に事務局職員に伝わり、事務局職員による委員監査の事前準備等が充実することにより、指摘すべき事項等の潜在的要因、原因を深く掘り下げた委員監査を実施することができる。
- ・監査委員の意向を、より監査結果に反映することができる。

## ウ 内部牽制体制等の点検

### 【現状と課題】

- ・各機関における内部監視・牽制体制に対する点検が十分でない。
- ・内部統制がうまく機能していないと、ある部署で情報を抱え込むなどして、事業の執行に支障をきたしたり、不正の遠因にもなりかねないが、この点について、監査での検証が十分でない。

### 【改革策】

各機関において、どのような監視・牽制体制を構築し、それが有効に機能しているかを点検する。

将来的な課題として、監査委員から所属長等に対し、所属のリスク管理等に関するヒアリングを実施することを検討していく。

### 【改革後の姿、効果】

- ・内部監視・牽制体制を監査で点検していくことにより、執行機関自体の自己点検力・浄化力が高まり、適正な会計事務が確保されることが期待できる。
- ・県組織における内部統制の状況について検証することで、円滑な事務執行や行財政運営が促進され、行政経費の削減につながることを期待できる。

### (3) 特別監査の機動的な実施

監査委員が行う監査には、定期監査のほか、必要があると認めたときに行う随時監査や行政監査、住民からの請求に基づく監査、知事や議会からの要求に基づく監査などがあります。

これらの監査は、これまで実施状況は十分とはいえませんでした。特定の課題を重点的に検証したり、定期監査で発見された課題を緊急に点検したりするなど、有効に活用していく必要があります。

このため、これらの監査についても内容を充実させて、機動的に実施します。

#### ア 随時監査の機動的な実施

##### 【現状と課題】

- ・随時監査は、不正事件の発覚等、定期監査で対応できない緊急の問題に対して実施するなどしてきたが、これまでの実施状況は必ずしも十分とはいえない。
- ・特定の課題について重点的に検証を行うなど、定期監査を補完する監査機能として、より有効に活用することが求められている。

##### 【改革策】

社会的に話題となった問題や、定期監査で発見された課題などについて、随時監査として機動的に対応する。必要があると認めるときには、抜き打ち的に監査を行うこともある。

県の行財政を様々な角度からとらえた監査を、適時実施する。

「県民が今、まさに求めている監査」を迅速に行い、監査結果を迅速かつ効果的に公表する。

##### 【改革後の姿、効果】

- ・県民の視点に立った監査を機動的に実施することで、県民に対する説明責任を果たすことができる。
- ・定期監査を補完する監査として効果的に実施することにより、監査委員の機能をより一層発揮することができる。

#### イ 行政監査の効果的な実施

・地方自治法第199条第2項に規定するいわゆる行政監査については、複数の機関に共通する事務の中から、全庁的、横断的に検証する必要がある事務等についてテーマを選定して実施する「テーマ監査」と、各機関の個別事務事業を対象に実施する「事務事業監査」に区分して実施しています。

##### 【現状と課題】

- ・平成19年度以降の取組として、監査対象とするテーマや事業の数を従来より増やして実施してきたが、定期監査において監査委員が把握した課題・問題点等のある事業やテーマについて、引き続き検証する取組が十分でない。
- ・予算の執行結果として適正かという視点を重視した監査や、効率的な行財政運営が行われて

いるかという視点を重視した監査が求められている。

(テーマ監査)

- ・複雑かつ多様化する県行政に対応したテーマを、より積極的に取り上げて、検証を行うことが求められている。
- ・テーマ監査は、テーマを年間計画に盛り込み、主に定期監査終了後の時期に実施してきたが、監査対象機関が定期監査と重複していた事例があるなど、効率的な監査を実施してきたとはいえない。

(事務事業監査)

- ・事務事業監査については、その手法、着眼点などが不明確で、試行錯誤的に取り組んできた。
- ・従来は、定期監査の一部という位置付けで、定期監査を実施する中で行うなど、充実した執行体制ではなかった。

**【改革策】**

(テーマ監査)

テーマの設定方法、手法等を見直し、テーマを複数設定して実施する。

社会的に話題となった事案などの新たに発生した課題や、監査委員の専門分野、問題意識等に応じたテーマを設定する。

定期監査終了後等の特定の時期に実施するのではなく、年間を通して計画的に実施する。

(事務事業監査)

日期的に制約の多い定期監査から事務事業監査を分離し、定期監査との連携を図りつつ、別途実施する。

3Eの観点を積極的に取り入れ、監査結果には、事務事業の実施等に当たり、機関が留意すべき意見を付すこととする。

監査委員が定期監査で把握した、課題・問題点等のある事業を対象とした監査を積極的に実施する。

**【改革後の姿、効果】**

(テーマ監査)

- ・財務事務だけでなく、県の行政事務全般について、監査委員が積極的に監査対象として取り上げることにより、県の行財政運営の効率化が促進され、県民の期待に一層こたえることができる。
- ・新たな県の行財政の課題について、機動的にテーマを設定して監査することにより、県政に対する牽制機能を発揮することができる。

(事務事業監査)

- ・事務事業監査の監査水準が向上し、経済性、効率性、有効性の観点からの意見を付すことにより、県の事務事業の見直しに資することが期待できる。
- ・県の事務事業についての監査委員の客観的な意見を、県民に示すことができるとともに、県政に反映させることが期待できる。

#### (4) 財政的援助団体等監査の効果的な実施

出資・出捐団体については、県の職員の派遣や補助金などにより、県への依存度が高いものも多く、県の機関と同様に、より充実した監査が必要と考えています。

また、監査対象が極めて多い補助金等交付団体や、近年、監査対象が増加している指定管理者についても、効果的な監査の実施が必要であり、これら県以外の団体に対しては、監査手法のマニュアル化を進めるなどして、効率的に監査を実施し、内容を強化していきます。

・地方自治法第199条第7項に規定するいわゆる財政的援助団体等監査について、県が資本金等の4分の1以上を出資等している団体（出資・出捐団体）、県が補助金等を交付している団体（補助金等交付団体）、県が公の施設（県有施設）の管理を行わせている団体（指定管理者）等に対する監査を、毎年定例的に実施しています。

##### 【現状と課題】

- ・出資・出捐団体や補助金等交付団体においては、組織体制面で、会計事務処理や内部牽制体制等が十分といえない状況にある。
- ・県の機関に対する監査と同様に、県が財政的な援助を与えている出資・出捐団体や補助金等交付団体等に対する監査についても、事業執行の結果として適正かという視点による検証が求められている。
- ・県が補助金を交付している団体数は極めて多いため、監査対象団体を毎年度選定して監査を行っているが、選定方法を含めて、効率的、効果的な監査方法を検討していく必要がある。
- ・指定管理者に対する監査は、実施年数が浅く、効果的な監査方法の確立が急務である。

##### 【改革策】

出資・出捐団体や補助金等交付団体等に対する監査についても、事業執行の結果として適正かという視点を重視した検証を行う。

出資・出捐団体で毎年度監査を実施している団体のうち、指摘・指導事項等がない状況が数年間継続し、団体運営上の問題・課題事項がない団体については、書面監査の実施等による監査の効率化を検討する。

補助金等交付団体の対象団体の選定に当たっては、重点的に検証する補助金や団体の種別を設定するなど、その方法を柔軟に見直す。

指定管理者の管理経営状況について、合規性、合目的性の観点から、予備監査の効率的・効果的な手法を検討し、マニュアルの充実を図る。

##### 【改革後の姿、効果】

- ・出資・出捐団体や補助金等交付団体等の監査において、事業執行の結果として適正かなどの視点を重視することにより、実効性の高い監査を実施することができる。
- ・出資・出捐団体の監査において、書面監査の積極的な活用によって軽減される監査委員、事務局職員の量を、実地監査を要する団体に傾注することができ、監査の効率化を図ることができる。

- ・補助金等交付団体の監査において、重点的に検証する補助金や団体の種別を設定することにより、補助金に関する様々な課題について、効果的な監査を実施することができる。
- ・指定管理者の監査において、監査手法（マニュアル）の充実により、予備監査の専門性、効率性を高めることができる。

## 2 独立性の確保 ～独立機関としての専門性～

### (1) 監査への外部の視点の導入

監査の独立性をより一層確保するため、従来から事務局職員が実施してきた予備監査業務の一部を第三者へ委託するなど、外部の視点を積極的に監査に導入します。このことにより、より客観性・公平性の高い監査を行うことができます。

#### 【現状と課題】

- ・従来、予備監査はすべて事務局職員が実施していたが、事務局職員は知事部局等からの出向職員であり、監査の独立性、客観性、公平性の観点からは万全とはいえず、また、高度で専門的な能力・知識（監査手法等）についても不十分であった。こうしたことから、不正資金問題という複雑・高度な問題に対応するに当たり、平成18年度から予備監査の一部を監査法人に委託し、専門性の高い第三者の参画を得た上で、不正事案の抑止の視点を重視した監査を実施してきたところであるが、引き続き、こうした特定の課題が発生した場合には、専門性の高い第三者の視点を監査に導入することが求められる。

#### 【改革策】

予備監査業務の一部を監査法人（公認会計士等）に委託するなど、必要に応じて監査に第三者の参画を求める。

これまでに監査業務を委託した監査法人の持つ高度で専門的な能力・知識（監査手法等）をノウハウとして蓄積し、事務局職員が活用していくよう努める。

#### 【改革後の姿、効果】

- ・監査に外部の視点を導入することにより、監査の客観性、公平性をより一層高めることができる。
- ・第三者による予備監査を実施することにより、受検機関の緊張感が高まり、牽制機能を発揮することができる。
- ・専門性の高い監査のノウハウを事務局職員が蓄積することで、監査の能力を高めることができる。

### (2) 事務局の人材確保

監査委員は独任制の機関であり、各々の監査委員が真に独立して活動するためには、これを補助する事務局自体も県当局からの独立性を確保した組織であることが必要です。

また、監査の実効性を高めるためにも、監査委員の調査・研究や委員監査を的確に補助できるよう、事務局の体制を整えていく必要があります。

このため、事務局職員の勤務体制を見直し、他機関との人事交流や専門的能力を有する人材の確保を図っていきます。

### 【現状と課題】

- ・事務局職員の平均在職年数は2～4年であり、在職期間が短いことが専門性を発揮できない一因である。
- ・事務局職員には専任採用者はなく、すべて知事部局等からの出向職員であり、監査の独立性が確保されているとはいえない。
- ・専門資格を有する事務局職員は、土木技術職員（工事監査のため）のみであり、高度な専門的監査能力・知識（監査手法等）は十分でない。

### 【改革策】

監査の実務経験が活かせるように、職員の在職期間の長期化を検討する。

会計検査院等との人事交流、専門知識を有する任期付専門職員等の採用を検討する。

人事異動の際には、専門知識を有する職員の配置、監査委員事務局経験者の再勤務などを求めていく。

### 【改革後の姿、効果】

- ・職員の在職期間を長期化することにより、事務局に監査のノウハウが蓄積され、効率的な監査を実施していくことができる。
- ・外部から職員を採用することにより、事務局の独立性のみならず、監査の客観性・公平性を向上させることができる。
- ・専門知識・能力を有する人材を確保することで、即戦力となり、事務局職員の意識改革や職場の活性化を図ることができる。また、当該職員による内部研修の実施等により、事務局職員のスペシャリスト化を図ることができる。

## （3）監査能力の向上

監査委員が監査知識の習得等の自己研鑽に努めることと併せて、監査委員の活動を補助する役割を担う事務局職員も、監査についての高度な知識・能力を備えた専門家集団であることが、監査の独立と信頼の点で不可欠といえます。

しかしながら、現状は必ずしもこの要請が満足されているとはいえません。このため、計画的かつ有益な研修の実施や、他機関との積極的な交流を進めます。

### ア 体系的な研修の実施・参加

#### 【現状と課題】

- ・国の制度改正等に迅速、適確に対応するため、外部研修への参加、内部研修の実施等が必要となる。
- ・事務局には専門資格を有する職員がほとんどおらず、高度で専門的な監査能力・知識（監査手法等）については十分でない。
- ・職員に対する内部研修としては、現在は初任者研修を実施しており、また監査結果について全職員で検討する全体検討会についても内部研修機能があるといえるが、高度な監査知識・能力の習得という点からは十分でない。

### 【改革策】

全都道府県監査委員協議会連合会、会計検査院、監査法人及び自治大学校等が実施する外部研修に積極的に参加する。

会計検査院等との人事交流職員等を講師として、内部研修を計画的に実施し、高水準の監査手法や3E監査の手法等の習得を図る。

事務局職員を講師として、会計事務、監査手法や新しい制度への対応、県の主要事業等に関する研修を、年間を通して計画的に実施していく。

### 【改革後の姿、効果】

- ・ 監査委員や事務局職員のスキルアップを図ることにより、監査の専門性を高めることができる。
- ・ 会計検査院等による研修を受講することで、監査業務に対する使命感がより向上するなど、事務局職員の意識を改革することができる。

## イ 他県等との積極的な交流

### 【現状と課題】

- ・ 監査委員や事務局職員と他県等との情報交換の機会は限られており、また時間的制約もあって、深い意見交換や納得いく情報収集が十分に行われていない。
- ・ 包括外部監査結果の指摘事項について、定期監査の中でその改善状況の検証、確認を行っているが、監査執行計画や監査手法等についての意見交換等は行っておらず、包括外部監査人との連携が十分とはいえない。

### 【改革策】

他県や市町村の監査委員、外郭団体等の監事・監査役、会計検査院、日本公認会計士協会等の関係者との情報交換の機会（全都道府県監査委員協議会連合会総会や東海北陸地区監査委員協議会等）を積極的に利用する。

会計検査院、総務省、他県等で開催されるフォーラムなどの機会に、積極的に参加する。包括外部監査人と、監査手法等についての意見交換等を実施する。

### 【改革後の姿、効果】

- ・ 他県等との情報交換により、他県等が実施している先進的、効果的な監査手法を導入することで、監査能力のレベルアップにつなげることができる。
- ・ 監査手法等について、外部機関である包括外部監査人との意見交換を行うことによって、より実効性の高い監査とすることができる。
- ・ 包括外部監査人と情報を共有することにより、お互いがそれらの情報を踏まえた、より効果的な監査を実施することができる。

#### (4) 知事に対する提言等

監査委員の独立機能の強化のためには、知事に対して、監査結果の報告だけでなく、監査結果を踏まえた提言を積極的に行うことなども効果的です。監査結果を行政施策に反映させることにより、ひいては監査の独立性の確保につながります。

##### ア 監査結果を踏まえて知事に意見書を提出

###### 【現状と課題】

- ・ 監査の成果として、地方自治法第199条第9項に規定する監査の結果に関する報告は行っているが、同条第10項に規定する監査結果の報告に添えて行うことができる意見の提出は行っていない。
- ・ 監査結果を報告、公表すればそれで監査委員の責務がすべて果たせたといえるものではなく、県の組織及び運営の合理化に資するため、積極的に提言していくことが求められている。

(参考) 地方自治法第199条第10項

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

###### 【改革策】

従来から開催している「知事と監査委員との懇談会」の機会を活用するなどして、地方自治法第199条第10項に規定する意見書を、知事に対して適宜提出する。

###### 【改革後の姿、効果】

- ・ 地方自治法に裏付けられた意見書の提出は、県当局にとって重みのある意見であり、県の施策についての個別・具体的な提言・要望を行うことにより、県の組織及び運営の合理化への改善に寄与することができる。
- ・ 県当局に対する積極的な提言は、県当局に対して監査委員の役割を再認識させる効果も期待でき、ひいては監査の独立性の強化につながるることができる。

##### イ 県当局に対する監査結果等の周知

###### 【現状と課題】

- ・ 監査の結果、指摘等を受けた機関においては措置が講じられても、別の機関で同じ誤りの指摘等を受けるといったことが繰り返されている。
- ・ 内部統制機関においても、会計事務等に関する内部検査が実施されているが、検査内容について、監査との重複が見られる。
- ・ 監査委員事務局と知事部局、教育委員会、警察本部の各内部統制機関とで、監査結果等の情

報交換、認識共有の場として、情報交換会を行っているが、監査（検査）手法等についての情報交換や意見交換は不十分である。

- ・ 県の職員に対しては、監査結果をイントラネット（RENTAI掲示板）に掲示して誰もが確認できるようにしているほか、県の出納員研修等において前年度の監査結果などの説明を行っているが、不適正事例の再発防止のために、今後も全職員に対して監査情報の共有や理解の拡大を図っていく必要がある。

#### 【改革策】

県の幹部会議等において、監査委員から県の各部局長等の幹部職員に対して、監査計画、主な監査結果等について報告・説明する機会を設けて、監査委員と部局長等との意見交換を行う。

各部主管課等に対する「監査結果説明会」を開催して、監査の結果明らかとなった事務処理上の課題などについて、改善策や未然防止策の徹底を図る。

内部統制機関との情報交換会の場において、会計制度や執行体制における特定の課題について意見交換を行うなどして、情報交換会の内容を充実したものとし、内部統制機関との連携強化を図る。

イントラネット（RENTAI掲示板）への掲示に解説を加えるなど工夫をして、県の職員が関心を持って閲覧するよう改善を図る。

#### 【改革後の姿、効果】

- ・ 県の職員への監査結果の周知や、事務処理上の問題に対する改善策・未然防止策の徹底を、より一層図ることができる。
- ・ 監査委員と内部統制機関の相互において、監査（検査）手法のスキルアップとともに、監査（検査）結果情報を踏まえた、より効果的な監査（検査）を実施することができる。
- ・ 内部統制機関との情報交換により、内部統制の状況を把握した上で、監査と内部統制機関との役割分担を図っていくことができる。

### 3 透明性の向上 ～ 県民に開かれた監査を目指して～

#### ( 1 ) 監査結果等の公表内容・手段の充実

監査の透明性を向上させるためには、監査結果等を県民へ積極的に公表する必要があります。このため、監査において把握された不適正・不備事項等について、公表内容・手段の充実を図ります。

県民への積極的な情報公開は、県内部の受検機関に対する牽制機能の強化にもつながります。

#### ア 監査結果の公表内容の充実

##### 【現状と課題】

- ・ 監査結果のうち、個別に公表すべき不適正・不備事項については、「指摘事項」「指導事項」「本課検討事項」に区分して決定し、受検機関に対し、その対応策について回答を求めている。これらの内容は、以前は「指摘事項」についてのみ県民等に公表していたが、平成18年11月28日から、指導事項や本課検討事項も含めて公表してきた。この取組は、受検機関に対しての牽制という面では一定の成果も見られたものの、一方で監査結果が多岐にわたり、重大な指摘が埋もれてしまうという面もあった。こうした点を考えると、軽微な事項を個別に公表することまでを県民等が求めているか疑問がある。
- ・ 個別に公表する事項の内容が、定型的な表現であり具体的でないため、不適正・不備事項の事態の程度等が伝わりにくい。
- ・ 個別の機関ごとの監査結果を逐次公表していることから、県全体の状況が把握しにくい。

##### 【改革策】

個別に公表する事項は、県に損害を生じさせたものや、不当性の高いもの、県に与える影響の大きいものなど、監査委員が公表すべきと判断した重大な事項に厳選する。

個別に公表する事項には、是正・改善すべき事態がより県民に分かりやすくなるよう、その原因や背景など必要な説明を加える。

監査結果は、個別に逐次決定・公表したもののほか、必要に応じて年間で総括して公表するなどの工夫をする。

##### 【改革後の姿、効果】

- ・ 個別に公表する事項を厳選して、かつ内容を従来より詳しくすることや、必要に応じて年間で取りまとめた監査結果等を公表することで、県民の監査に対する理解を深めることが期待できる。
- ・ 受検機関においては、監査結果をより真摯に受け止め、改善に向けた取組を着実に推進することが期待できる。

## イ 監査結果等の公表手段の充実

### 【現状と課題】

- ・ 監査結果については、県公報に掲載するとともに、監査委員事務局のホームページにも掲載しているが、監査結果以外の情報も含めて、県民にとって理解しやすく、かつ効果的な情報提供を行う必要がある。

### 【改革策】

監査結果については、専門用語等に解説を付し、県民にとって理解しやすい内容とするなど、ホームページによる公表方法を改善する。

監査結果については、県政記者クラブへの積極的な公表など、様々な広報媒体を活用した情報提供に努める。

一年間の監査結果の概要を県民向けに分かりやすくまとめた冊子を作成し、ホームページ等において公表する。また、監査結果にとどまらず、監査の方針や実施状況等についても、積極的に情報を発信していく。

### 【改革後の姿、効果】

- ・ 監査結果等の県民への積極的かつ効果的な情報発信により、県民の監査に対する理解を深め、監査の信頼性を高めることが期待できる。
- ・ 県の行財政の問題点や不備事項について県民の理解が進むことにより、ひいては県の行財政の改善につながることを期待できる。

## (2) 県民の声の活用

県民の監査への理解をより深めるためには、一方的な情報提供だけでなく、県民からの意見の聴取を行うことが必要です。

また、県の行財政の実情に対応した監査を実施するためには、県議会での議論や県政に対する県民からの意見や苦情について、監査の端緒として積極的に受け止める必要があります。

このため、県民からの監査に関する意見を聴取できる仕組みや、県議会での議論及び県民からの声を監査に直接反映する仕組みを検討していきます。

## ア 監査業務に関する県民からの意見聴取

### 【現状と課題】

- ・ 広く県民からの意見を聴取する手段等は、これまで十分でなかったため、県民の監査委員に対する期待・要望や理解度などが把握できていない。
- ・ 県民が監査の内容をどのように評価しているのか、把握が十分でない。

### 【改革策】

県政モニターへのアンケート調査や、県の出納員研修でのアンケート調査などを継続的に実

施し、監査委員への要望・評価等に関する傾向を把握していく。

県民への各種情報提供と併せて、インターネット等を活用するなどして、県の監査に関する意見を聴取する仕組みを検討する。

#### 【改革後の姿、効果】

- ・ 監査に対する県民のニーズや考えを把握でき、また、県民の声を監査に反映させることで、県民の視点に立った監査を実施することができる。
- ・ 現状の監査の内容や水準について、県民等の評価を受けることができ、監査水準の向上と監査の信頼確保のために活かすことができる。

### イ 県政に対する意見・苦情への対応

#### 【現状と課題】

- ・ 県民等の声については、地方自治法で定められている県議会、住民からの監査請求制度のほかは、投書・電子メール等での意見・苦情により把握している。調査を必要とする内容については、関係機関に対する聴き取り調査や資料の収集を行い、その結果、必要に応じて監査を実施することとしているが、積極的な取組としては十分ではない。
- ・ 住民監査請求制度は、請求要件が地方自治法で厳格に規定されているため、監査に至らない場合が多い。

#### 【改革策】

県議会の議事や県民の声を収集・分析し、監査が必要と認められる事項については、定期監査や行政監査の視点・テーマとして取り入れる。

県民からの苦情や申立てについて、必要と認められる場合は、機動的に随時監査を実施する。

#### 【改革後の姿、効果】

- ・ 県民の声等を反映した機動的な監査を実施することにより、県民の監査に対する満足度、信頼度を向上させることが期待できる。

## 参考資料

### 「不正資金に関する監査」の検証・総括

- ・ 監査委員は、平成18年度の不正資金問題の発覚以降、「不正資金監査マニュアル」を作成するなどして、不正資金に関する監査を重点的に行ってきました。平成19年度以降は、「監査改革指針」の中でも、「不正事案の抑止」を「効率的な行政運営の確保」と並ぶ改革の視点と掲げ、最も力点を置いて監査を実施してきました。
- ・ 「監査改革指針」から2年が経過したところで、監査を取り巻く環境も大きく変化していることから、これまでの「不正資金に関する監査」についての検証・総括をしました。

#### 1 「不正資金に関する監査」の実施状況

##### (1) 平成18年度

- ・ 平成18年7月の不正資金問題の発覚以降に実施した定期監査において、「不正資金監査マニュアル」を作成して点検を実施したほか、県の調査結果を踏まえて選定した機関を対象に実施した随時監査において、不正資金の有無についての重点的な点検を実施しました。
- ・ また、県の外郭団体についても不正資金問題が発覚したため、財政的援助団体等監査において、出資・出捐団体の不正資金の有無についての重点的な点検を実施しました。

##### (2) 平成19年度

- ・ 県のすべての機関に対し、定期監査において、「不正資金問題の再発防止」を重点監査項目に設定して点検を実施したほか、平成18年度の定期監査において重点的な点検ができなかった機関を対象に実施した随時監査において、不正資金の有無についての点検を実施しました。
- ・ また、財政的援助団体等監査において、引き続き出資・出捐団体の不正資金の有無について、重点監査項目に設定して点検を実施しました。

##### (3) 平成20年度

- ・ 県のすべての機関に対し、定期監査において、前年度に引き続き「不正資金問題の再発防止」を重点監査項目に設定して、点検を実施しました。

#### 2 「不正資金に関する監査」の結果

平成18～20年度の定期監査、随時監査及び財政的援助団体等監査として、延べ1,058機関・団体について、旅費20,924件、賃金1,391件等を点検したほか、各所属の金庫・ロッカーの中を延べ941回確認しました。これらの結果、個人的な不正行為1事案を除いて、不正経理による新たな資金づくりや、不正資金の存在は認められませんでした。